

第 28 回原子力安全専門委員会定例会
(結果概要)

原子力安全対策課

1. 日 時：平成23年7月12日（火） 14時00分～16時00分

2. 場 所：福井県庁10階 審問廷

3. 出席者：

専門委員：中川委員長、三島委員、田島委員、西本委員、小野委員、岩崎委員、
飯井委員、山本委員、泉委員

県：石塚部長（冒頭あいさつ）、岩永課長、前川所長 他

4. 結果概要

資料1（原子力発電所周辺の環境放射能調査報告）および資料2（原子力発電所の運転および建設状況）について、事務局より概要の説明を行った。これらについて、今回は、特に質問、コメントはなかった。

その他、事務局より、福島第一原子力発電所事故後の国、事業者の対応について、政府原子力災害対策本部の報告書（IAEA閣僚会議向け）などの概要、これまでの経緯などの紹介を行った。主なポイントは以下の通り。

- ・ 国は、平成23年3月30日に、巨大な地震や津波に見まわれても、今回のような炉心損傷に至る過酷事故を発生させないために、電源車、消防ポンプ・ホースの配備、建屋の扉等の浸水対策（シール施工）など直ちに実施すべき緊急安全対策を各事業者に指示した。
- ・ 海江田経産大臣は、5月6日、各事業者からの報告を踏まえ、福島事故を引き起こしたものと同程度の津波により、全交流電源喪失に至ったとしても、注水により冷却を行う等により、炉心損傷を防止し、冷温停止状態に繋げることができる対策が適切に措置されていることを確認したと発表する一方、浜岡発電所全号機の運転停止を求めた。
- ・ その後、事故の状況が明らかになってきたことを踏まえ、国は6月7日、事故の経緯と対応、プラントの現状、事故から得られた教訓をIAEA報告書としてまとめるとともに、万が一、炉心損傷等のシビアアクシデントが生じた際に迅速に対応するため、事業者に対して、通信手段の確保やがれき撤去用の重機を配備するなどの対策を指示した。
- ・ これらの指示に対する事業者の対応状況を立ち入り調査などで確認し、海江田経産大臣は6月18日、「原発の運転継続および再起動は安全上支障がない」と発表するとともに、立地地域に対して停止中の原発の再稼働を要請するとした。
- ・ そのような中、国は、7月6日、原発再稼働の可否を判断する目的で、急遽すべての原子力発電所の安全性に関する総合的評価（ストレステスト）の実施を求めた。

委員に対しては、県のスタンスとして、これまでに示された対策は、当面の短期対策に限られており、また、IAEA報告書に示されている大型非常用発電機や水密扉の設置などの中長期対策について具体的な内容、スケジュールが明確でないこと、また、また、県としては、事故直後より、国に対し、現在まで明らかになっている知見をもとに、暫定的な安全基準を設定し、事業者の対応を厳格に確認するよう求めていることなどを紹介した。

委員からは、次回委員会の開催については、国の対応状況をみながら開催する必要があるとの意見が出され、事務局で調整することとなった。

また、今後の委員会の進め方については、県内原子力発電所の安全確保対策が迅速かつ確実に実施されているかどうかを検証するとともに、事業者が実施すべき追加対策の有無と内容について協議・検証するため、今年4月に専門委員会と県の合同による安全対策検証委員会が設置されていることから、各事業者の安全対策の進捗状況については、同検証委員会でフォローしていくことを確認した。

以上